佐賀県青少年育成県民会議顕彰要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、日常地域で、地道にしかも優れた活動を展開している青少年、青少年団体、グループ、青少年指導者及び青少年育成団体等を表彰し、 その活動を奨励するとともに、一般への周知を図り、もって青少年の健全育 成に資することを目的とし、これに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2 表彰は、佐賀県青少年育成県民会議の名において行い、表彰状及び記念 品を贈呈する。

(表彰の区分)

- 第3 表彰の区分は次のとおりとする
- 1 青少年 青少年で善意あるいは顕彰に値する行為のあった者
- 2 青年団体・グループ青年団体・グループで活動の顕著なもの
- 3 青少年指導者 青少年の指導者として功績のあった者
- 4 青少年育成団体 青少年育成団体で活動の実績が顕著で、他の模範となるもの
- 5 その他の団体

1から4までに該当しない団体で、青少年育成活動が顕著で、他の団体の模範となるもの

(表彰候補者の推薦)

第4 表彰候補者の推薦は、市町又は青少年育成市町民会議及び関係団体の長に依頼する。

(選 考)

第5 表彰者の選考は、会長の指名する委員をもって構成する選考委員会において行う。

(表彰の除外)

第6 過去に、青少年健全育成関係の実績により、次の各号の一に該当する表彰を受けたことのあるものは、表彰の対象としないものとする。

- 1 内閣総理大臣の表彰
- 2 国務大臣の表彰
- 3 社団法人青少年育成国民会議会長の表彰
- 4 佐賀県知事の表彰
- 5 佐賀県青少年育成県民会議会長の表彰(前回の表彰から、青少年及び青 少年育成団体にあっては 5 年以上、青少年団体・グループ及び青少年指導 者にあっては 10 年以上経過している場合は除く。)

(実施細目)

第7 この要綱に基づく表彰の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(付 則)

この要綱は、昭和63年2月16日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成26年3月25日から施行する。